

資料編

会議経過

開催日	主な検討内容
第1回葛飾区がん対策あり方検討委員会 平成28年9月29日（木） 健康プラザかつしか小ホール	<ul style="list-style-type: none"> ● 委員紹介、委員長選出、副委員長指名 ● 葛飾区のがんを取り巻く現状 ● 委員会の検討スケジュールについて
第2回葛飾区がん対策あり方検討委員会 平成28年12月5日（月） 健康プラザかつしか小ホール	<ul style="list-style-type: none"> ● 葛飾区のがん検診の現状
第3回葛飾区がん対策あり方検討委員会 平成29年1月30日（月） 健康プラザかつしか小ホール	<ul style="list-style-type: none"> ● 胃がん検診について ● 大腸がん検診について ● がんの教育・普及啓発について
第4回葛飾区がん対策あり方検討委員会 平成29年3月6日（月） 健康プラザかつしか小ホール	<ul style="list-style-type: none"> ● 子宮がん検診について ● 乳がん検診について
第5回葛飾区がん対策あり方検討委員会 平成29年5月31日（水） 健康プラザかつしか小ホール	<ul style="list-style-type: none"> ● 乳がん検診について
第6回葛飾区がん対策あり方検討委員会 平成29年7月4日（火） 健康プラザかつしか小ホール	<ul style="list-style-type: none"> ● 肺がん検診について ● 前立腺がん検診について ● 精度管理について
第7回葛飾区がん対策あり方検討委員会 平成29年12月22日（金） 健康プラザかつしか小ホール	<ul style="list-style-type: none"> ● 肺がん検診について ● がん検診の自己負担について ● 葛飾区のがん対策のあり方に関する報告書（案）について
第8回葛飾区がん対策あり方検討委員会 平成30年2月7日（水） 健康プラザかつしか小ホール	<ul style="list-style-type: none"> ● 葛飾区のがん対策のあり方に関する報告書（案）について

委員・参考人名簿

葛飾区がん対策あり方検討委員会委員名簿

氏名	団体名	備考
河原 和夫	東京医科歯科大学 大学院 医歯学総合研究科 教授	委員長
安藤 進	一般社団法人葛飾区医師会 会長	副委員長
中西 好子	葛飾区健康部 部長（保健所長）	副委員長
濱島 ちさと	国立研究開発法人 国立がん研究センター 社会と健康研究センター 検診研究部検診評価研究室 室長	学識経験者
三尾 仁	一般社団法人葛飾区医師会 副会長	
安田 肇	一般社団法人葛飾区医師会 前理事	平成29年7月3日 退任
西巻 学	一般社団法人葛飾区医師会 理事	平成29年7月4日 新任
中野 好	一般社団法人葛飾区医師会	
渡辺 知明	一般社団法人葛飾区医師会	
佐久間 達朗	一般社団法人葛飾区医師会	
吉田 和彦	東京慈恵会医科大学葛飾医療センター 外科 診療部長	
杉原 健一	社会医療法人社団光仁会第一病院 院長	
本宮 宏	葛飾区自治町会連合会 副会長	
浅川 弘人	東京商工会議所葛飾支部 会長	
浅見 和恵	葛飾区小学校PTA連合会 総務	
神山 康子	葛飾区中学校PTA連合会 副会長	
飯田 智子	がん患者会リュバンローズ 代表	

(順不同)

葛飾区がん対策あり方検討委員会参考人名簿

氏名	団体名	備考
黒田 典子	一般社団法人葛飾区医師会	
加藤 孝男	一般社団法人葛飾区医師会	
大澤 秀一	一般社団法人葛飾区医師会	

(順不同)

要 綱

葛飾区がん対策あり方検討委員会設置要綱

28 葛 健 健 第 3 2 号
平成 28 年 4 月 7 日 区 長 決 裁

(設置)

第1条 葛飾区における今後のがん対策のあり方を検討するため、葛飾区がん対策あり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 委員会の所管事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 効果的・効率的ながん検診の実施に関する事。
- (2) がん検診の受診率の向上に関する事。
- (3) 前2号に掲げる事項のほか、がん対策に関し委員会が必要と認めるもの。

(構成)

第3条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、葛飾区長（以下「区長」という。）が委嘱する次に掲げる者及び葛飾区健康部長とする。

- (1) 学識経験者 2人以内
 - (2) 次に掲げる団体等に属する者
 - ア 葛飾区医師会 6人以内
 - イ 葛飾区病院管理協議会 2人以内
 - ウ 葛飾区自治町会連合会 1人以内
 - エ 東京商工会議所葛飾支部 1人以内
 - オ 葛飾区立小学校PTA連合会 1人以内
 - カ 葛飾区立中学校PTA連合会 1人以内
 - キ がん患者団体等 1人以内
- 2 区長は、必要があると認めるときは、前項に規定する者以外のものを委員として委嘱することができる。

(委員の任期)

第4条 区長が委嘱をする委員の任期は、当該委嘱の日から2年とし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長1名及び副委員長2名を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選任する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し出席を求め、説明、意見等を聴くことができる。

(検討部会)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の下に検討部会を置くことができる。

- 2 検討部会は、委員会からの下命事項について検討する。
- 3 検討部会は、随時、その検討事項を委員会に報告する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、葛飾区健康部健康づくり課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成28年4月7日から施行し、同月1日から適用する。